

報道関係者各位

個人事業税納税通知書の印字位置の誤りについて

令和5年8月10日に発付した個人事業税の納税通知書において、「合計欄」に印字されるべき金額が「延滞金欄」に印字されている事案が判明しました。金融機関等で納税する際に支障が生じる場合がありますので、対象の皆様には、改めて納付書を送付します。

今後、このような事態が発生しないよう、再発防止に細心の注意を払うとともに適正な税務事務に努めてまいります。

1 対象者

5, 367名（口座振替をご利用の方を除くすべての納税義務者）

2 事象の概要

令和5年8月10日に発付した個人事業税の納税通知書（別添の4連）のうち、納付書（左から2片目）、領収証書（左から3片目）の合計金額が、「合計欄」でなく、「延滞金欄」の位置に印字されておりました。

領収済書通知書（左から1片目）の金額と不整合となることから、金融機関等での納付において、支障が生じる場合があります。

3 発生の原因

昨年度のシステム改修時に納税通知書を修正した際、印字位置がずれていることを見落としていたもの。

また、今回納税通知書を一括出力した際にも、不具合に気が付かなかったもの。

4 今後の対応

- 対象の皆様には、改めて正しい位置に印字された納付書を送付することとし、そちらの納付書で納税していただくようお願いします。
- システム改修時や処理後のチェックを徹底いたします。

(問合せ先) 山形県総務部税政課
課長補佐 (課税・税務システム担当) 佐藤
電話 023-630-3018
(報道監) 山形県総務部次長 高橋

